

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/11月までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

- 収入（総支給額から支給交通費を控除した金額）が下記金額を超えないこと

1人	2人	3人	4人	5人	6人
119,100円	170,000円	208,500円	246,500円	284,500円	326,000円

- 資産（預貯金及び現金）が下記金額以下

1人	2人	3人	4人以上
486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です。
※初回支給は申請から約3週間後となります。

支給期間：3か月間

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

▶お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

申請は11月30日までとなります。

▶ 宇都宮市役所への申請が必要です。(※宇都宮市に住民登録がある方に限ります)
申請書類は「郵送」または「来所」により提出願います。

申請書類提出先：〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市自立支援金コールセンター（本庁舎地下1階）

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。
また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

記入に関する
お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00～17:00

厚生労働省
特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

【掲載情報】

- ・ 申請手続きの動画解説
- ・ 申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>



提出に関する
お問い合わせ

宇都宮市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

コールセンター（略称：宇都宮市自立支援金コールセンター）

028-632-5360 【受付時間】 平日9:00～17:00

宇都宮市
特設ホームページ

宇都宮市 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

URL : <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/seikatsushien/soudan/1027314.html>



**「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください！**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。